

国際機関へのデータ提供に関する課題について

標記について、前回の第16回評価分科会（令和6年11月開催）における委員からの御意見を踏まえ、参考1（第16回評価分科会資料1-2）に掲げる9件について各府省ヒアリングを実施したところ、概要は以下のとおりである。

1 特段の課題が見られない部分

(1) データ提供に向けた対応が取られた統計

9件のうち、以下の部分については、データ提供に向けた対応が既に取りられていた。

- ・ バイオテクノロジーへの研究開発投資額のデータ（参考1連番⑧）
科学技術研究調査（総務省）において、令和4年調査から特定目的別研究費に「バイオテクノロジー分野」を追加し、令和6年からデータ提供開始
- ・ 学歴別人口のデータ（参考1連番③）
国際標準教育分類（ISCED）と国勢調査（総務省）の調査項目「教育」の学校区分の対応を整理し、提供可能な範囲を確認中

(2) 整備の必要性が乏しい統計

提供されていないデータのうち、一部、以下のような我が国固有の事情により、関連統計を整備する必要性自体が乏しい旨の見解が示された。

- ・ 我が国は、長距離越境大気汚染条約未締結であるとともに、農業由来のアンモニアについては排出削減策を講じているため、関連データを整備する国内政策ニーズに乏しい。（参考1連番⑤）
- ・ 我が国は企業・団体等における私的年金が任意加入であるため、強制加入の国と異なり、強力な規制や監督の仕組みがない。（参考1連番⑥）

2 府省横断的な課題

上記1以外の案件については、総じて、各担当府省において提供に関する検討が行われていたが、以下のような府省横断的な課題が見られた。

(1) 類似データの算出における課題

類似データを国際機関に提供した場合、データの定義や年次、母集団や推計方法等に関する国際的な差異が国際比較におけるデータの解釈に影響を与え、政策における誤った意思決定につながる懸念が見られた。

(2) 統計及び政策の両方に精通した職員の不足

依頼内容に直接該当する公的統計がない場合、政策部局において、複数のデータの組合せによる類似データの推計が必要になる。この際、政策部局の職員では推計手法の開発及び推計結果の妥当性検証が困難であることが多いとの実情が聞かれた。

（⇒ 今後も引き続き、政策部局を含めた統計人材の育成が必要）